

第25回広島県障害者水泳競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2-1

1 年齢区分（令和5年4月1日現在）

障害種別	年齢区分
身体障害者	1部（13歳～39歳） 2部（40歳以上）
知的障害者	少年の部（13歳～19歳） 青年の部（20歳～35歳） 壮年の部（36歳以上）
精神障害者	少年の部（13歳～19歳） 青年の部（20歳～35歳） 壮年の部（36歳以上）

2 参加可能競技種目

障害種別	参加可能競技種目	
身体障害者	◎	男子1部・2部 女子1部・2部
	○	男子1部 女子1部
	●	男子2部 女子2部
知的障害者・精神障害者	◎	男子・女子（3年齢区分）

3 身体障害者の障害区分

- ① 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、いずれか一肢の障害として区分する。
（両下肢が7級の場合は、片下腿切断に区分する。）
- ② 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する。）
- ③ 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- ④ 一側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- ⑤ 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。（肘関節離断の場合は、上腕切断となる。）
- ⑥ 両上腕切断者が片前腕切断の障害区分で参加する等、明らかに障害が軽度と思われる障害区分で参加することは認めない。
- ⑦ 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- ⑧ サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害と扱ってもよい。
- ⑨ 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車椅子（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- ⑩ 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいう。
- ⑪ 視覚障害の視力は、良い方の視力で判定される。
また、視野は、障害区分の判定要因には含めない。

4 競技上の注意

- ① スタートは、審判長の笛の合図で直ちにスタート台に上がり、足の指をスタート台の前縁にかける。（水中スタートは、審判長の笛の合図で水中に入り、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、身体の一部がプールの壁と底の両方についていればよい。）次に、出発合図員の合図でスタートの姿勢で静止し、スターターの音（フラッシュ）でスタートする。
- ② スタートは一回制とし、フォルススタートは失格とする。
- ③ 令和3年度より、全障害区分においてスタート方法が選択できる。

第25回広島県障害者水泳競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2-2

5 障害区分の解説

■ 肢体不自由Ⅰ

障害区分名					解 説	
切断・機能障害	立位	上肢	切断	1	手部	手部の切断者
				2	片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				3	片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				4	両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				5	両上肢	両上腕の切断者
					片前腕・片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
			機能障害	2	片上肢不完全	一側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
				3	片上肢完全	一側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
				4	両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
				5	両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
		下肢	切断	6	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
				7	片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
				8	両下腿	両側の下腿の切断者
				9	両大腿	両側の大腿の切断者
					片下腿・片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
			機能障害	6	片下肢不完全	一側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
				7	片下肢完全	一側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
				8	両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能がある者
				9	両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
		上下肢	切断	10	片上肢・片下肢	片下肢の切断及び片下肢の切断者
				11	多肢切断	三肢以上の切断者
			機能障害	10	片上肢不完全・片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者
				11	片上肢完全・片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者
		体幹		12	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（背椎力リエス等による体幹の障害が該当する） （四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない）

■ 肢体不自由Ⅱ

障害区分名				解 説
	脳原性麻痺以外で車椅子使用	13	第7頸髄まで残存	片関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 （片関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが物がにぎれない）
		14	第8頸髄まで残存	片関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者 （把持能力はあるが指を強く開いたり閉じたりできない）
		15	座位バランスなし	座位バランスの判断は、へその位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は座位バランスありと判断する
		16	その他	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車椅子使用者 （例：両下肢切断のため車椅子を使用している者）

第25回広島県障害者水泳競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2－3

■ 肢体不自由ⅢⅣ

障害区分名			解 説
脳原性麻痺 (脳性麻痺, 脳血管疾患 脳外傷等)	17	四肢麻痺 (車椅子常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車椅子使用者
		上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり, 走ることが不可能な者
	18	両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者 (車椅子や杖, 松葉杖などを使用していることが多い)
		上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で, 走ることが不可能な者
	19	片側障害で 片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者
	20	その他の片側障害で 走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが, 走ることが不可能な者
その他	21	その他	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や, 片側障害で走可能な者等, 上記区分に該当しない者
	22	浮具使用	重度の四肢体幹障害をもつ者(筋ジストロフィーなど)で, 浮具を使用する者

■ 視覚障害

障害区分名			解 説
視覚障害	23	視力0から 0.01まで	視力は, 良い方の視力で判定する 指数弁～光覚弁については, 以下の視力として換算する。 指数弁は「0.01」, 手動弁～光覚弁は「0」として判定する。 視力は, 手帳と同様に矯正視力(眼鏡, コンタクトレンズ等を使用した視力)で判定を行う。
	24	その他の視覚障害	

■ 聴覚障害

障害区分名			解 説
聴覚障害	25	聴覚・平衡機能障害 音声・言語障害 そしゃく機能障害	区分しない

■ 知的障害・内部障害・精神障害

障害区分名			解 説
知的障害	26	知的障害	区分しない
内部障害	27	内部障害	
精神障害	28	精神障害	